

議事日程（開会日） 令和3年9月1日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 6 議案第33号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第34号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第35号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第36号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第38号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第39号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第40号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第41号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第42号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第44号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第45号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第46号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

- 日程第 2 0 報告第 4 号 令和 2 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 同意第 2 号 木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 同意第 3 号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 日程第 2 4 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 日程第 2 5 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 日程第 2 6 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子 君	2 番	古 村 護 君
3 番	鎌 田 鷹 介 君	5 番	加 藤 眞 人 君
6 番	伊 藤 守 君	7 番	服 部 英二夫 君
8 番	三 輪 一 雅 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	小 島 裕 紹 君
総務政策課副参事	中 山 重 徳 君	教 育 課 長	黒 田 和 弘 君
代表監査委員	深 津 和 男 君		

事務局出席職員

事務局長	平 松 孝 浩	議会事務局	渡 辺 千 智
------	---------	-------	---------

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（服部英二夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、令和 3 年第 3 回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和 2 年度一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和 3 年度各会計補正予算並びに条例の改正案など、いずれも重要な案件が

提出されております。提案議案の内容につきましては後ほど加藤町長より詳細な説明がなされると存じますので、議員の皆様におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和3年第3回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

8番議席、三輪一雅君、9番議席、伊藤好博君の御兩名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る8月25日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて審査をいただいております。議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いします。

○8番（三輪一雅君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、三輪一雅委員長。

○8番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る8月25日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員に出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規定等に基づき、議長にも出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席の下に、令和3年第3回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議しましたので、その審査経過と結果を御報告します。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審査に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛いたしますが、本定例会初日の提出議案は、専決処分事項の承認案1件、令和3年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案5件、条例の改正案1件、令和2年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案8件、報告案1件、同意案2件、請願案4件の合わせて22件であります。これらの議案について十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認しました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申し

ました審議議案の状況及び委員会での審査日程などを考慮し、会期は本日1日から16日までの16日間とし、十分な御審議を尽くしていただくことで承認しました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、承認第3号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくことといたします。

次に、議案第33号から議案第46号までの14議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、このたびは決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、報告第4号を上程し、町長より提案理由説明を行っていただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。

次に、同意第2号及び同意第3号を個別に上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととします。

次に、請願第1号から請願第4号までの請願書4件を審議していただきます。このたびの請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査していただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で令和3年第3回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は2日午前9時から引き続き行うこととします。

また、常任委員会の日程は既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は9月7日午前9時から、総務建設常任委員会は9月9日午前9時から開催していただくことといたします。

次に、定例会の再開日は9月14日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は6名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしました。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第33号から議案第46号までの14議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただき、その後、それぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

次に、報告第4号を上程し、質疑を行っていただき、議会への報告は終了といたします。

以上をもって本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は9月16日午前9時より再開し、議案第33号から議案第46号までの14議案を一括上程し、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の提出について御審議をいただく予定です。

以上の審議の終了をもって閉会宣言をしていただき、令和3年第3回木曾岬町議会定例会は閉会とされます。

なお、今期定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から議場の扉を開放するなど、これまで同様の対応に加え、必要最小限の人員配置やさらなる換気対策、CO2メーターの設置など、対策を講じて開催することといたしました。また、常任委員会ごとに所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで御了解いただきましたことを併せて御報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和3年9月1日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうも御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日9月1日から9月16日までの16日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの16日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、三重県町村議会議長会理事会に関する報告でございますが、全国議長・副議長研修会を5月に予定しておりましたところ、東京都に3回目の緊急事態宣言が発令されたことにより、動画配信による開催方法に切り替えて実施されました。

また、町村議会議長会定期総会が7月30日に開催され、会務の報告及び国、県への要望提出議題の議決を行いました。

8月31日には、県関係部局長との意見交換をオンラインにて行いました。

桑名広域清掃事業組合議会議員としては、5月28日の第2回臨時会に出席し、提出議

題の議決を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

暑い日が続いておりましたが、今日から9月に入りました。今朝は、涼しさを感じる秋の朝を迎えた、そんな感じがいたしております。町内では、農家の皆さん、稲の収穫作業にほぼ終わりが近づいてきたのかなど、そんな感じがいたしております。

一方、東京オリンピック大会に続いて、現在、東京パラリンピック大会が開催中でございます。パラアスリートの皆さんのすばらしい闘いぶり、そして、闘いを終えてお互いが健闘をたたえ合い、喜び合い、そして、さらには、あふれるような感謝の言葉を聞きながら、一段と熱い感動を受けたところでございます。コロナ禍でありますので、ぜひともパラリンピック大会も無事にすばらしいフィナーレを迎えていただけるよう願うところでございます。

一方、三重県の三重とこわか国体、そして、とこわか大会、共に中止となり、本当に残念な思いを致しておるところでございます。

そうした中、本日は令和3年第3回の木曾岬町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には早朝から全員御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会には、執行部より承認案件1件、令和2年度の各会計の補正予算5件、条例改正1件、令和2年度の各会計の決算認定が8件、そして、報告案件1件、同意案件2件などの合わせて18件の議案を提出させていただきました。いずれも重要な案件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いいたしますところでございます。

なお、今期定例会に当たりましては、コロナ禍に鑑みて、先般議会からの御意見もあり、本日、執行部の説明員として、提出議案に係る課長に限っての出席とさせていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、ただいま議長の許可をいただきましたので、私のほうから行政報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染症の防止対策に関しての動きと、感染者の発生状況及びワクチン接種の実施状況などについて報告をさせていただきます。

令和3年の8月17日、三重県において、政府に対して要請いたしました蔓延防止等重点措置の適用が決定して、8月20日から県内全域が実施区域となり、本町においては、特に重点措置を講じる区域に指定されました。しかしながら、三重県の感染者数は、8月

17日には200人、21日には400人を超え、26日にはついに515人と、連日のように過去最多となる新規の感染者が発生し、頂上の見えない爆発的な感染拡大が続き、三重県下の中でも特に北勢地域は自宅待機者が急増しておりまして、保健所や医療体制が極めて逼迫した状況になってきております。一日も早く感染の波を抑え込むため、8月25日、三重県に緊急事態宣言の発令がされました。8月27日から9月12日まで緊急事態措置の実施期間となりました。

これを受けて、本町におきましては、第22回の本町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、各種の要請事項などを踏まえて、町民の方々に日中も踏まえて外出の自粛など注意喚起を促すとともに、役場庁舎内や議会棟等の通風換気やら、あるいは飛沫防止対策等をさらに強化を図るとともに、町の公共施設を閉鎖し、小中学校においては分散登校及びオンライン授業による在宅での学習、こども園のほうも1号認定児の休園、2号、3号認定児の登園の自粛など、様々な感染防止対策を講じているところでございます。

本町の感染者の発生状況でございますが、最近を見ますと、本年の7月中は感染者がなかったわけでございますが、8月に入ってこの1か月間、最多の10件の発生がございまして、今までのトータルの合計では41件の感染者が発生している状況でございます。

8月30日現在における本町の感染率を見ますと、0.631%でございまして、三重県下の29市町の中で12番目になっており、感染率が極めて高い北勢の10市町の中では10番目ということで、一番低い状況になってございます。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種の事業においては、コンパクトな本町の特徴を生かした本町モデルとして、町内2つの医療機関を軸にして個別接種体制を構築いたしまして、年齢別に接種期間を区分して5月10日から接種を開始いたしました。12歳以上の希望する接種対象者全員が去る8月15日までに2回目の接種を終えていただくことができました。

また、新規に今後12歳の到達者や都合によって接種できなかった方々などの接種希望者を考慮いたしまして、現在、追加接種を実施している状況でございまして、8月30日現在で4,633の方が接種いただき、その接種率は約81%になっております。今後においても、町内の医療機関、桑名医師会、桑名市及び三重県と連携しながら、感染状況に応じた迅速かつ適切な実施体制の確保など、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに力を注いでいきたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力のほどを改めてお願いするところでございます。

次に、本町干拓地についてでございますが、初めに、本町新輪工業団地の現在の分譲状況について報告をさせていただきます。

第1期の分譲地約11.9ヘクタールにつきましては全面積分譲済みでございまして、第2期分譲地約1.4ヘクタールにつきましては、約1.1ヘクタールが分譲済みでござい

して、2ヘクタールが現在交渉中、残りの1ヘクタールが未分譲地となっております。さらに、本年の5月から分譲開始となりました第3期の分譲地約19.7ヘクタールございますが、そのうち約6ヘクタールが分譲済みとなっており、約2ヘクタールが現在交渉中といった状況となっております。これらのうち既に2社が操業を開始しておりまして、また、令和4年度・5年度の操業開始に向けて、現在、2社が大型の建設工事を進めているというような状況でございます。

今後も三重県とともに協議を進め、全ての分譲地に対しての企業誘致が1年でも早く実現できるよう力を尽くしていきたいと考えているところでございます。

また、現在、未着手となっている南部の土地利用につきましては、昨年12月に開催された第7回木曾岬干拓地土地利用検討協議会において、利用形態を運動広場から建設発生土のストックヤードへと変更することにより、都市的土地利用までの期間を15年短縮し、通算10年で利用可能となるようにするとの提案がなされました。

本年5月に開催された第8回の検討協議会では、5年かかるとされていた環境影響評価の期間を1年短縮することで、都市的土地利用への移行時期をさらに前倒しするとの方針が示されましたが、町としては、さらにもう一年短縮することができないか、今後も三重県と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、干拓地内の水道事業についてでございます。

令和2年から三重県企業庁により着手されました木曾岬干拓地内の水道事業につきましては、本年9月に工事の完了となり、令和4年4月から供用開始となります。これにより1日当たり1,000トンの水道が供給できることとなり、今後の企業立地の促進にもつながるものだと考えているところでございます。

最後に、愛知県側へのアクセス道路についてでございますが、第2回の町議会定例会以降、弥富市と三重県との3者で協議、調整を進めてまいりました。そして、先般8月5日には、中野治美愛知県議会議員同席をいただき、弥富市長、そして三重県と共に、愛知県の建設局長さんと面談させていただき、アクセス道路の早期整備の必要性について申入れを行ってまいりました。

木曾岬干拓地の企業立地の状況などを御理解いただき、愛知県の建設課長さんからは前向きな回答をいただくことができましたので、この機会を逃すことなく三重県、弥富市さんと共にこれまで以上に連携を図りながら、アクセス道路の早期実現に向けて全力を尽くしていきたいと考えているところでございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上を申し上げまして、今期定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）

○議長（服部英二夫君） 日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）を上程し、これを議題とします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）、その提案理由を申し上げます。

本年9月12日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われます三重県議会議員補欠選挙に係る所要額について補正予算を専決処分いたしましたので、この承認を求めるもので、その補正額は既決予算額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、予算総額を29億2,650万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）でございます。

令和3年8月12日、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

下段、提案理由でございます。

三重県知事選挙、三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙の執行に向けた体制を構築するために、三重県桑名郡木曾岬一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める必要があるというものでございます。

1枚めくっていただきますと専決処分書、さらにおめくりをいただきますと補正予算書を添付させていただいておりますので、補正予算書の表紙と目次を跳ねていただきまして、1ページのほうの御確認をお願いいたします。

補正予算書、1ページでございます。

令和3年度三重県木曾岬町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ650万円を追加いたしまして、予算の総額を29億2,650万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

2ページと3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では15款県支出金、3項委託金において、また、歳出では2款総務費、4項選挙費におきまして、それぞれ所要額の補正をお願いするものでございまして、その総額は既決予算額に650万円を追加いたしまして、補正後の予算額を29億2,650万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

歳入から説明をさせていただきますので、5ページ、6ページのほうへお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

15款県支出金、3項1目総務費委託金では、650万円を追加計上するものでございます。9月12日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員補欠選挙における執行経費に係る交付金となっております。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

7ページ、8ページは総括でございますので、割愛をさせていただきます、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、4項4目三重県知事・県議会議員選挙費では、650万円を新たに計上するものでございます。9月12日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員補欠選挙に係る投・開票立会人への報酬、職員の時間外手当、投票事務消耗品の購入費や各種郵送代、ポスター掲示板の設置・撤去委託料など、計上しているものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第3号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案の採決に入ります。

日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について）、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 議案第 33号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）
について

日程第 7 議案第 34号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について

日程第 8 議案第 35号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

日程第 9 議案第 36号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第1号）について

日程第 10 議案第 37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
1号）について

日程第 11 議案第 38号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 12 議案第 39号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定
について

日程第 13 議案第 40号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第 14 議案第 41号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 42号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 16 議案第 43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 17 議案第 44 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 45 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について

日程第 19 議案第 46 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定につ
いて

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第 6、議案第 33 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 19、議案第 46 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 14 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 6、議案第 33 号から日程 19、議案第 46 号までの 14 議案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

まず、日程 6、議案第 33 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 万円を追加し、予算総額を 29 億 5,650 万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、総務費では、国道 23 号線の案内看板を修正し、木曾岬町役場の表示を行う経費を計上し、民生費では、来年度から子ども医療費の助成を 18 歳までに拡充しようと考えておりますので、それに必要なシステム改修の経費などを新たに計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種会場となっていました保健センターにおける感染予防対策を目的とした施設の改修工事及び備品の更新に要する経費を計上いたしました。

土木費では、近年、繁茂の著しい町道鍋田川線のり面の竹林伐採に要する経費を計上し、消防費では、防火水槽の撤去に伴う代替水利の消火栓設置に要する経費や地域防災計画などの見直しに要する経費を計上いたしました。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしましては、普通交付税が確定したことや新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分が交付されたこと、そのほかの国・県支出金、前年度繰越金などを精査したものでございます。

次に、日程 7、議案第 34 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ754万円を追加し、予算総額を8億2,754万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、令和2年度決算により本年度の繰越額が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、既決予算を精査するものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の計上や前年度の県保険給付費等交付金の精算により、返納金を計上するものでございます。

次に、日程8、議案第35号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、予算総額を1億4,224万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、令和2年度決算により本年度への繰越額が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、既決予算を精査するものでございます。

歳出につきましても、保険料の本算定に伴い、広域連合への納付金を精査するものでございます。

次に、日程9、議案第36号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,319万円を追加し、予算総額を5億6,219万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、本算定による介護保険料の精査、地域支援事業実績に係る支払基金交付金の精算を行うものでございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分等について、国・県支出金などが確定し、返還金が生じたので、所要額を計上するものでございます。

次に、日程10、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、消火栓設置に係る受託工事を実施するものであり、収入のその他の営業収益及び支出の受託給水工事費について、それぞれ増額するものでございます。

次に、日程11、議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例についても所要の改正をするものでございます。

次に、日程12、議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和2年度町一般会計決算の歳入総額は41億3,579万1,164円、歳出総額は39億6,632万6,437円で、歳入歳出差引額が1億6,946万4,727円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が5,414万2,000円、

実質収支額は1億1,532万2,727円となりました。

なお、この実質収支額に対して、地方自治法第233条の2の規定による措置として6,000万円を基金に繰り入れ、令和3年度に5,532万2,727円を繰り越す決算といたしております。この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入で5億9,523万2,000円、率にして16.8%の増額、歳出では5億7,328万1,000円、率にして16.9%の増額となっております。

それぞれの主な要因につきましては、まず、歳入につきましては、令和元年度に事業運営形態を変更した町内の電気事業者の納税が影響したことにより、令和2年度の町税及び地方交付税は減額となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う特別定額給付金事業に対する交付金や地方創生臨時交付金などにより、国庫支出金が対前年度比294%増と大幅な増額となっております。

一方、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての特別定額給付金事業や、地方創生臨時交付金対象事業として各世代への生活支援対策をはじめとする22項目の関連事業を実施するとともに、総務費では、法人税予定申告の償還金を支出したほか、人口減少対策や第2期総合戦略策定に要する経費を支出しております。

また、土木費では町道田代・小学校線避難路整備工事を、災害対策費では防災行政無線デジタル化更新工事を実施し、教育費では、小学校校舎便所改修工事やGIGAスクール構想に伴う小中学校の通信ネットワークの整備などを実施いたしました。

令和2年度決算を分析いたしますと、主な歳入の構成割合は、町税が41.7%、地方交付税が25.7%、国・県支出金が11.6%、寄附金が5%、町債が5.1%となっております。また、町税や使用料などの自主財源が46.8%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が53.2%となっており、自主財源比率は前年度に比べ5.4ポイント下降しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う特別定額給付金や地方創生臨時交付金などが影響して、依存財源割合が上昇したものでございます。

なお、令和2年度の財政力指数は0.594で、前年度に比べ0.06ポイント上昇しておりますが、これは一時的に上昇したもので、今後の町財政においても少子高齢化に伴う社会保障経費など経常的経費の増加により、財政構造の硬直化がますます進むことが推測されます。引き続き、経費の削減などによる財政事情の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

次に、日程13、議案第40号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で8億3,153万9,543円、歳出総額では8億1,789万8,268円となり、実質収支額は1,364万1,275円となりました。この額が令和3年度への繰越額となるものでございます。

令和2年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は1,540人で、前年度より49人減少しており、医療費の保険者負担額は5億3,667万円と、前年度と比較し

て2,656万円の減額、率にして4.7%下降しました。この主な要因は、被保険者の減少によるものと新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが原因と考えます。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で93.87%、前年度と比較して0.35ポイントの下降となりました。景気低迷などによる収納低下と累積滞納者の影響の中、未納者への対応については、分納計画の推進、短期証の発行など厳しい対応を行い、収納率の向上に努める必要があると考えているところでございます。

次に、日程14、議案第41号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で1億4,243万5,655円、歳出総額では1億4,194万691円となり、実質収支額は49万4,964円となりました。この額が令和3年度への繰越額となるものでございます。

令和2年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は972人で、前年度より21人増加しており、医療費の保険者負担額は6億8,399万円と、前年度と比較して1,415万円の増加、率にして2.1%増加いたしました。医療費はほかの市町と同様に年々増加しており、この要因は被保険者の増加によるものでありますが、前年度は1人当たりの医療費が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが原因と考えられます。

今後、高齢化が急速に進み、医療費も増加の一途をたどることが予測されることから、国保同様に健康診査の受診率を高めるほか、保健事業などの予防手段も積極的に行い、早期発見、早期治療を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、日程15、議案第42号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和2年度における65歳以上の第1号被保険者数は2,025人で、前年度より1人、0.05%増加しており、高齢化率は32.6%、また、要介護認定者数は245人で、前年度と同数となっております。

令和2年度の本会計決算額は、歳入総額が5億3,639万2,955円、歳出総額5億1,852万3,652円で、実質収支額は1,786万9,303円となりました。

歳入につきましては、保険料と保険給付費等に係る公費負担金が主なもので、そのほかには前年度の繰越金でございます。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、全体支出額の91.2%を占めており、前年度より約500万円の増額となりました。保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅サービスが31.3%、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが45.3%を占めております。そのほかには、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や地域包括支援センター事業などを実施いたしました。

次に、日程16、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入総額は280万898円、歳出総額では272万8,

738円となり、実質収支額は7万2,160円で、この額が令和3年度への繰越額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では、保有財産の貸付収入が主なもので、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、日程17、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における農業集落排水事業4処理区の概要として、処理区域内人口が2,154人に対して水洗化人口は2,151人で、水洗化率は99.9%と前年度に比べ0.1ポイント増となりました。決算額は、歳入総額が7,076万8,440円、歳出総額が6,596万8,058円で、実質収支額である480万382円を令和3年度へ繰越しをいたします。

主な歳入といたしましては、下水道使用料3,092万4,824円や、一般会計予算からの繰入金3,542万3,000円などとなっております。

次に、歳出ですが、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、機器の維持修繕などに要する施設管理費が4,885万3,118円、また、施設建設に要した地方債の元利償還金に当たる公債費が1,711万4,940円でございます。

次に、日程18、議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における概要として、処理区域内人口4,017人に対し水洗化人口は3,984人で、水洗化率は99.2%と前年度に比べ0.4ポイント増となりました。決算は、歳入総額が3億1,229万809円、歳出総額が3億626万6,712円となり、実質収支額は602万4,097円で、この額を令和3年度へ繰越しいたします。

主な歳入は、下水道使用料5,189万2,915円や一般会計予算からの繰入金2億1,115万円、起債（下水道事業債）1,880万円、国庫支出金2,170万7,500円などでございます。

次に、歳出でございますが、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、施設の維持修繕や更新に要する施設管理費が1億5,294万2,832円、施設建設に要した地方債の元利償還金である公債費が1億5,332万3,880円でございます。令和2年度は、ストックマネジメント計画の策定や東部クリーンセンター管理棟などの耐震化に係る実施設計、地方公営企業法適用に係る基本計画の策定などを実施いたしました。

次に、日程19、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、会計年度中の業務の概要を申し上げますと、給水栓数は2,671個で前年度に比べ25か所増えました。年間配水量は98万4,331立方メートル、日平均配水量は契約水量4,800立方メートルに対して2,704立方メートルとなっております。有収水量は92万30立方メートルで、前年度に比べ4万1,346立

方メートル増加し、有収率は93.5%となりました。

次に、令和2年度の収益的収入と支出でございますが、水道使用料などの営業収益を主とする収入の決算額は4億2,264万8,775円となりました。また、支出の決算額は、この収益を得るために要した水道事業費用として4億1,592万8,911円となりました。令和2年度の純利益は582万5,980円、前年度より900万円余り利益が増加した決算となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、収入は、臨時3件を含む新規26件の加入者負担金と木曾岬干拓地内の加圧ポンプ棟の建築等に要する費用を三重県から負担金として受け入れたものでございます。支出では、老朽化した配水管の布設替え工事と三重県企業庁へ委託しております木曾岬干拓地内の加圧ポンプ棟の建築工事等でございます。

以上、上程を賜りました14議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

以上、提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和2年度の町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 深津監査委員。

○代表監査委員（深津和男君） 御指名がありましたので、監査委員2名を代表いたしまして、令和2年度木曾岬町各会計決算に関する審査結果を御報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月13日に令和2年度木曾岬町水道事業会計を行い、7月19日、20日、21日の3日間にわたる日程で、令和2年度の木曾岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、三輪一雅監査委員と共に、地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、第2委員会室において対面による審査を実施し、7月21日には関係者の御出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たって、私たちは町長から提出された各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらが地方自治法、木曾岬町条例、関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係者の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手続を実施しました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。審査結果の詳細は既に皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、総括意見につきましては審査意見書に明記しましたが、歳入面において、一般会計では徴税の収納率は前年度より減少しており、介護保険特別会計でも収納率の減少が見受けられました。また、不納欠損処分額に関して、町税、介護保険特別会計で前年度を上回っており、国民健康保険特別会計においては高額となっております。こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては積極的な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようになされ、町財政の健全化の観点からなお一層の努力が望まれるところであります。

また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により年度末によく予算を点検して多額な不用額が生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体等に関する補助金に関しては、公益性の観点から交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しするようにな心がけ、団体育成の観点からもより適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に、木曾岬干拓地の新輪工業団地も順調に企業立地が展開されていることにより、雇用の創出、若い世代の定住化、さらには少子化対策につながることに期待をいたします。

また、コロナ禍により直接のコロナ対応業務の部署だけでなく、イベントをはじめ各種事業の執行に大きな影響をもたらした中、ほぼ滞りなく業務を遂行できたことを評価させていただくとともに、この機会に改めてあらゆる業務の点検、見直しの機会にさせていただくことを要望いたします。

今後とも施策の展開に当たっては、中長期の財政計画の下、特定財源を確保するなど財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め、自然を生かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農・漁業の新たな展開、人づくりに向け、多方面の取組に期待いたします。

以上で令和2年度決算審査報告を終わります。

令和3年9月1日、代表監査委員、深津和男。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を昨日8月31日正午まで受付いたしました。この間の通告がございませんでしたので、このことを報告し、総括質疑を終了します。

ここで暫時休憩といたします。休憩時間は10時30分までといたします。

午前10時 9分休憩

午前10時30分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま議題としております議案第33号から議案第46号までの14議案は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第20 報告第4号 令和2年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第20、報告第4号、令和2年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程20、報告第4号、令和2年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和2年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして、議会に報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中山総務政策課副参事。

○総務政策課副参事（中山重徳君） 日程20、報告第4号、令和2年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するというものでございます。

めくっていただきまして、健全化判断比率、資金不足比率の内容につきまして、説明を申し上げます。

この報告は地方公共団体の深刻な財政悪化を未然に防止することを目的として、表題にありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標を御報告申し上げるもので、平成20年から施行されたものでございます。

上段の表が法第3条第1項に定める健全化判断比率で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率及び将来負担比率の4項目となります。また、下段の表が法22条第1項の定めによる公営企業会計を対象とした資金不足比率となっております。この比率が基準値以上になると財政健全化のために再生計画を策定しなければなりません。

まず、上段の①の実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を加えた普通会計と呼ばれる会計の区分におきまして、資料の最上段の標準財政規模23億7,054万8,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。今期の決算で、一般会計は1億1,532万2,727円の黒字、土地取得特別会計も7万2,160円の黒字で、国の示す早期健全化基準値が15%、財政健全化基準値が20%で、いずれも該当するところではございませんでした。

次の②連結実質赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結したもので、この全ての会計の赤字額と標準財政規模との比率で、今期の決算ではいずれの会計にも赤字が生じておりませんので、算定指数はなく、該当はございませんでした。

次の③実質公債費比率は、地方債の元金償還金を標準財政規模で割った3か年の平均値で、今回は4.3%となりました。昨年が3.2%ですので、1.1ポイントのプラスとなりました。令和2年度においては、土木債や総務債、農林水産業債等を中心に、新規起債の発行をいたしました。近年借り入れた庁舎建設債と防災事業債の元金償還などが影響し、数値はプラスに転じました。

なお、令和元年度決算における実質公債費比率の県下の平均値は5.8%、全国の平均値は6.1%となっております。

次に、④将来負担比率は、一般会計の地方債の現在高に企業会計の借入金、広域連合などの一部事務組合等の町負担見込額、設立法人の町負担見込額を合わせたもの等、町の背負う全ての負担金から、町が保有する基金の総額、地方債の償還に際し交付税に算入される基準財政需要額算定額を差し引いたものを標準財政規模で割ったものが将来負担比率となります。木曾岬町では、負担額より基金や交付税などの充当可能財源が上回り、算定指数がありません。これは借入金よりも保有する財源、資産が上回っているということでございます。令和元年度決算の報告では、算定指数のなかったのは、県下では12団体に限ったこととございます。

下段の資金不足比率は、水道や下水道などそれぞれの企業会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率です。木曾岬町の水道会計は、流動負債を流動資産が大きく上回ることや、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計は町から繰入れを行いましたので、いずれも不足額を生じることはなく、算定指数はございません。

説明は以上でございます。

報告書の次に添付しました監査委員報告書を添えまして、報告第4号、財政健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月14日に行います。

日程第21 同意第2号 木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

山北哲君、一時退席をお願いします。

〔山北教育長退場〕

○議長（服部英二夫君） それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

教育委員会教育長、山北哲氏が令和3年9月30日に任期満了となることから同氏を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、同意を求めるものでございます。

山北哲氏は、平成19年4月に教育長に就任以来、コミュニティースクールや英語教育、GIGAスクールなどの教育施策の推進に尽力され、その人格は高潔で、教育行政に関し広い識見を有し、引き続き教育長として適任であり、御活躍いただけるものと考えております。

なお、詳細につきましては、教育課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 失礼します。

同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

下段、提案理由といたしまして、木曾岬町教育委員会教育長、山北哲氏が令和3年9月30日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を教育長に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

中段、任命しようとする者といたしまして、住所が桑名市東方2263番地12、氏名、山北哲、生年月日は昭和21年7月28日生まれでございます。

再任をお願いする山北哲氏におかれましては、平成19年4月18日に教育委員会委員に就任後、同年4月20日に教育委員会で教育長に任命されて以来、引き続き教育長としての職務を務められております。

教育長に就任されてから、平成20年には幼保一体化園の設置や夢とふれあい教育基金を活用した修学奨励金の貸与や土曜チャレンジスクール事業の実施など様々な事業に取り組まれました。近年では、木曾岬町の教育の基本となる第2期木曾岬町教育振興基本計画を策定し、その計画に基づき、学校教育分野では英検チャレンジ事業などの英語教育や郷土教育、コミュニティスクールの推進などに取り組むとともに、学習環境におきましては、GIGAスクール構想に伴う児童生徒1人1台のタブレット端末や普通教室へのプロジェクターの設置、校舎内における高速大容量通信設備の整備に尽力されました。

また、施設整備におきましても、小学校のバリアフリー整備としての階段用昇降機の設置や児童用便所の洋式化に取り組まれたところでございます。さらに、木曾岬子ども未来塾を立ち上げ中学生の学習支援にも取り組むなど、様々な教育施策の推進に注力されました。

社会教育、生涯教育の分野におきましては、平成21年4月の木曾岬町文化協会や平成23年2月のきそさきAZクラブの設立に取り組まれるなど、これまでに地域の文化振興や生涯学習振興の発展にも大きく寄与され、さらなる社会教育、生涯教育の推進を目指し、平成30年1月に開館した町立図書館と町民ホールの建設にも尽力されるなど、長年にわたり教育行政を牽引していただいております。木曾岬町の教育振興に関して識見をお持ちでありますことから、引き続き教育長として適任であると考えておりますので、議員の皆様方に御同意いただきたくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することですが、よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第21、同意第2号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

山北哲君、入場をお願いします。

〔山北教育長入場〕

○議長（服部英二夫君） 山北哲君にお伝えします。

ただいま教育長の任命同意が全会一致で可決されました。ここで御挨拶がありましたらお願いします。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 教育長。

○教育長（山北 哲君） ただいまは同意をいただきありがとうございます。

今回いただきました任期が木曾岬町の教育行政に携わらせていただく最後の機会と自覚をし、皆様の負託に応えられるよう精いっぱい努めてまいり覚悟でございます。これまで同様、議員皆様の御指導、御支援を賜りまして、教育行政を無事務めることができるようお願いしたいと思います。本日は、ありがとうございました。

日程第22 同意第3号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君） 続いて、日程第22、同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程22、同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

教育委員会委員、白木修氏が令和3年9月30日に任期満了となることから同氏を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、

同意を求めるものでございます。

白木修氏におかれましては、平成7年5月より教育委員として様々な教育施策の推進に尽力され、その人格は高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し識見を有し、引き続き教育委員として適任であり、御活躍いただけるものと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 同意第3号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

下段、提案理由といたしまして、木曾岬町教育委員会委員、白木修氏が令和3年9月30日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

中段、任命しようとする者といたしまして、住所が桑名郡木曾岬町大字西対海地45番地、氏名は白木修、生年月日は昭和24年7月19日生まれでございます。

このたび再任をお願いする白木修氏におかれましては、平成7年5月17日に委員として就任以来、その時々において様々な課題を抱える教育の現状に対して、長年にわたり当町の教育振興のため、また、子どもたちの健全育成のため、開かれた教育行政の推進に御尽力いただいてまいりました。

白木氏におかれましては、人格的にも優れておられ、長年の教育委員としての経験から教育、学術及び文化の各分野に対して造詣は深く、高い識見をお持ちでありますことから、引き続き教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方に御同意いただきたくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日の4年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第3号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第 2 2、同意第 3 号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 2 3 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

日程第 2 4 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第 2 5 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第 2 6 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第 2 3、請願第 1 号から日程第 2 6、請願第 4 号までの請願 4 件を一括上程し、これを議題とします。

議会事務局長に請願文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 事務局長。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、お手元の請願文書表を御覧ください。

4 件の請願が提出されております。

受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名、紹介議員氏名の順に朗読をさせていただきます。

受理番号 1、令和 3 年 8 月 1 7 日、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書。

義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者は記載の 5 名でございます。紹介議員は鎌田鷹介議員でございます。

次に、受理番号 2、令和 3 年 8 月 1 7 日、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書。

子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

ます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

次に、受理番号3、令和3年8月17日、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

次に、受理番号4、令和3年8月17日、防災対策の充実を求める請願書。

子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 請願書の審議については、会議の冒頭に議会運営委員長より委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。よって、上程しました請願第1号から請願第4号の請願4件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第23、請願第1号から日程第26、請願第4号までの請願4件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○3番（鎌田鷹介君） 議長、3番。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、鎌田鷹介君。

○3番（鎌田鷹介君） 請願書の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

まず初めに、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保できるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹であ

る「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままとなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれました。木曾岬町においても児童生徒・教職員に1人1台端末が配備されていますが、都道府県間や市町村間においては端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況に格差があり、子どもたちの学びの機会は均等であるとは言えません。現在、中央教育審議会「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられていますが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

次に、請願第2号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数の改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現し、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしていますが、中学校については、現時点では学級編制の標準の引下げはありません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2020年、経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。

木曾岬町においても新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、学級担任・支援員を含めて40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町において可能な限り対応いただいておりますが、「学校の新しい生活様式」への対応に苦慮している状況があります。また、個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒も増加傾向にあり、教職員がよりきめ細かく児童生徒と向きあうためには、更なる環境整備

が必要です。

教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一途をたどっており、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、全国的に未だ不十分であると言わざるをえません。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減や失業による生活の困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。政府は大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、文部科学省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生の数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子どもの7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）よりも著しく厳しい経済状況におかれています。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどの取組が今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災

害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきようお願い申し上げます。

請願の理由は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約34～51万人にのぼり、一か月後においても約32～62万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大地震や西日本豪雨等、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。

しかし、三重県における防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ31.8%、貯水槽・プールの浄化装置72.2%（2019）など、十分であるとは言えません。また、耐震化対策のうち、屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2020年4月現在、公立小中学校11棟で未だ完成していません。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」が示されました。感染症対策として、PPE（Personal Protective Equipment、個人用防護）の準備、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方との施設やスペースの分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できているのか、危惧するところです。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。政府の責任において、安心して被災者が避難できるよう備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 事務局長。

○議会事務局長（平松孝浩君） 先ほど説明をさせていただきました請願文書表の表題に誤字がございましたので、訂正していただきたいと存じます。

訂正場所につきましては、請願文書表の表題で、令和2年第3回木曾岬町議会定例会と記載がございます。こちらは令和3年第3回木曾岬町議会定例会が正式でございますので、令和3年ということで、訂正をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ただいま請願4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑ございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑ございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑ございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、御質疑がございます方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑はございませんので、質疑を終結します。

続きまして、討論を行います。

討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論がないようですので、討論を終結します。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第23、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第23、請願第1号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第2号の採決を行います。

日程第24、請願第2号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第24、請願第2号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第25、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第25、請願第3号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第4号の採決を行います。

日程第26、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第26、請願第4号は採択することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会することにいたします。

午前11時15分散会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な御審議をありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦労さまでした。

なお、一般質問日は9月14日午前9時から再開されますので、御出席賜りますようお願い申し上げます。どうも今日はありがとうございました。